

障害者福祉活動事業助成金 助成対象経費 留意事項一覧

新宿区福祉部障害者福祉課

謝礼

外部講師に対する講師謝礼	○
申請団体の会員に対する講師謝礼	△
外部からのボランティアに対する謝礼	○
申請団体の会員に対するボランティア謝礼	×

申請団体の会員に対する講師謝礼について

会員の中に専門的技術を持っている方がおり、障害理解・啓発のためにその技術を使用しなければ事業の実施が困難な場合、認められる可能性があります。事業実施前にご相談ください。

消耗品費

学習材・印刷費・郵送代・会場利用料等 (事業実施の中で使用・消耗されるもの)	○
事業実施後、個人に帰属するもの (例:参加記念品)	×
団体として所有する備品 (スポーツ大会で使用するボール、ネット等)	×

交通機関利用料

会員が遠隔地に行かなければ事業実施できない場合のバス等交通機関利用料	○
講師等に支払う交通費	×

全ての助成対象経費項目

申請団体の会員が経営するもしくは役員を務める会社等及び申請団体の会員に対しての支出	×
---	---

※ この一覧表は、助成対象経費の参考にしていただくためのものです。詳細は、裏面の留意事項をご参照ください。

※ この一覧表における「会員」とは、役員を含みます。